発行人 大 分 県 編集 佐伯印刷株

## 毎週 きる区域を指定する。 四条第一項の規定により、 応利山特例休猟区 名称及び所在場所 大分県告示第五百五十八号 (豊後高田市) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第十 平成二十八年十月三十一日 火曜日・金曜日(祝祭日に当たるときは翌日発行) 目 Q 告 平二八・一一・ から平三一・ 〇・三一まで 存続期間 次のとおり特定鳥獣(イノシシ・シカ)の捕獲等をすることがで 示 次 進み、市道白石楢林線との交点に至り、同市道を北 後高田市と宇佐市との境界に至り、同境界を北西に ら華岳に至る尾根を南西に進み、豊後高田市と杵築 道との交点に至り、同作業道を南に進み、作業道の 川線との交点を起点とし、同林道を南に進み、作業 市山香町との境界に至り、同境界を北西に進み、豊 林道落水線(西叡山と華岳の鞍部)に至り、同所か 終点に至り、同所から通称「山田谷」を南に進み、 豊後高田市佐野の県道豊後高田安岐線と林道山 示 大分県知事 市道犬田森線との交点に至り、 X 域 広 及 び + 平 瀬 月三十 成二 面 外 積 +\_ 二 七 勝 八 日 年 同市道を 貞 月 曜 日 ) 猟区 山浦・立石特例休 猟区 万年山西部特例休 嫗岳特例休猟区 (玖珠町) (竹田市) (杵築市) (定価 平二八・一 平二八・一一・ 平二八・一 一から平三一・ 一から平三一・ 一から平三一・ 〇・三一まで 〇・三一まで 〇・三一まで 箇年 三万八千八百八十円) 東に進み、市道日出大田線との交点に至り、 町道大隈森清線との交点に至り、 川右岸を北に進み、市道畑一号線との交点(畑神二 県道を南東に進み、起点に至る線に囲まれた面積東に進み、県道豊後高田安岐線との交点に至り、同 市道又井田染線との交点を起点とし、同国道を南南 より登山道を南へ三五メートル進み、再び登山道の万年山の山頂を経て登山道の分岐点に至り、同地点 進み、民有林と同国有林二〇〇五林班との境界に至 国有林二〇〇六林班との境界に至り、同境界を西に との境界に至り、同境界を北西に進み、民有林と同 祖母山国有林二〇〇六林班と同国有林二〇〇七林班 境界(倉石橋)に至り、同境界を南東に進み、神原 り、同市道を南東に進み、竹田市と豊後大野市との 同市道を南に進み、市道倉木大石線との交点に至 同県道を北東に進み、市道倉木線との交点に至り、 との交点(市道畑一号線の神宮寺橋終点)に至り、 号橋)に至り、同市道を北に進み、県道神原玉来線 市道を南南西に進み、市道重永二号線との交点に至 を南西に進み、市道小谷一号線との交点に至り、 を南西に進み、市道小谷線との交点に至り、同市 一二ヘクタールの区域 れた区域から伐株山鳥獣保護区を除いた面積三、 点に至り、同県道を北西に進み起点に至る線に囲ま に至り、同町道を西へ進み、県道菅原戸畑線との交 道山浦線に至り、同林道を北西に進み、町道下園線 分岐点に至り、同地点より登山道を南西へ進み、林 へ進み、同町道の終点で万年山(一、一四〇・三メ み、町道槍水線との交点に至り、 一〇号との交点を起点とし、同国道を北東へ進 面積二、七九〇ヘクタールの区域 ○五林班との境界と神原川との交点を起点とし、 ートル)の登山道に至り、同登山道を南西へ進み、 一、一八〇ヘクタールの区域 杵築市山香町大字内河野に所在する国道十号線と 玖珠郡玖珠町大字戸畑の県道菅原戸畑線と国道二 竹田市大字神原の民有林と神原祖母山国有林一 同境界を南西に進み、起点に至る線に囲まれ 町道槍水線を南西 同町道を西へ進 、同市道 同 同道 七

平成二十八年十月三十一日

大分県報号外 (告示)

		•			
囲まれた面積一、七〇〇ヘクタールの区域			ールの区域 一世に進み「起点に至る新に囲まれた面積七一~クター		
交点に至り			「「「「」」、「「」」、「「」」、「「」」、「「」」、「「」」、「「」」、「		
交点に至り、同町道を東に進み、県道田野庄内線と			「「「」」、「「「「」」、「「」」、「「」」、「」「」」、「」「」「」「「」」、「一」、「一		
至り、同県道を北東に進み、町道筋湯長者原線との			ᄱ	一〇・三一まで	
戸線を北西に進み、県道飯田高原中村線との交点に			津井浦線との	一から平三八・	(佐伯市)
西に進み、牧ノ戸峠に至り、同所から町道筋湯牧ノ			v)	平二八・一一・	蒲戸崎鳥獣保護区
を経て久住山登山道との交点に至り、同登山道を北					
<ul><li>り、同境界を南西に進み、三俣山山頂、星生山山頂</li></ul>			_		
進み、玖珠郡九重町と竹田市久住町との境界に至			の交点に至り、同市道を北東に進み、起点に至る線		
同事業区  二六林班との境界に至り、同境界を東に			点に至り、同市道を北西に進み、市道柴山大迫線と		
に至り、同境界を東に進み、同事業区二二八林班と			R市道を南西に進み、市道田ノ口		
み。医有材珍珠事業区二二九材班と民有地との境界	一〇・三一まで		圯		
- 74	一から平三八・	(九重町)		一〇・三一まで	
† I 提 1   )	平二八・一一・	謝保護区		一から平三八・	(豊後大野市)
		起く		平二八・一一・	
まれた面積八○三ヘクタールの区域		-	<b>§</b>	-	
至り、同市道を南西に			区域及び面積	存続期間	名称及び所在場所
道を南に進み		•			
			大分県知事 広 瀬 勝 貞		
一言:「言・言。」、「言言・言語との交点に至り、				-月三十一日	平成二十八年十月三十一日
- 東に進み、県道成仏杵築紡との交点に至り、同県道			めのとおり。鳥僧語区の有約其間を更新する	バ条第七項だれし書の規定により	一十万条第七項たたし
一み 県道赤根富来浦綉との交点に至り 同県道を南				きつ見きことり	
、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、			鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二	<b>『理並びに狩猟の滴</b>	鳥獣の保護及び答
・通じる作業首にの必然に置り、同作業首を見て重める。				十九号	大分県告示第五百五十九号
				-	
見線との交点に至り、司県道を北に進み、市道赤限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	- (		\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		5
、司県道を北に進み、県道山香	一〇・三一まで一	東市)			
を起点とし、同市道を西に進み、県道俣水一	一から平三八・一	(豊後高田市・一	丘、ウターレの区域		
田市との境界と市道一畑安岐線	平二八・一一・	国東半島鳥獣保護	1E		
			٠,		
クタールの区域			南東に進み、県道新城山香線との交点に至り、同県		
̄ 二○○四林班から二○○六林班までの五、一七三へ			111		
一班まで、及び竹田市大字神原の国有林竹田市事業区			<ul><li>床並線との交点に至り、同市道を東</li></ul>		
ら二○三八林班まで、二○四一林班から二○四四林			線との交点に至り、同国道を東南東に進み、市道竜		
市三重町大白谷の国有林竹田事業区二〇三六林班か			同市道を北西に進み、国		
ら二〇三三林班まで、及び二〇七一林班、豊後大野			<b>『道を北東に進み、市道</b>		
業区二〇一三林班、二〇一四林班、二〇二一林班か		市)	『市道を北に進み、県道佐田山香線		
」 む。)、及び豊後大野市緒方町上畑の国有林竹田事	一〇・三一まで	野市・竹田			
二林班まで(同林班内に点在する民有地を含	一から平三八・	豊	Æ		
佐伯市宇目大字木浦内の一○一四林班から一○二	平二八・一一・	傾山系鳥獣保	り、同市道を南に進み、県道山香院内線との交点に		

			区域及び面積	存続期間	名称及び所在場所
司道道東み県津 市ををに 、道線	一〇・三一まで		大分県知事 広 瀬 勝 貞 次のとおり鳥獣保護区特別保護地区を指定する。 次のとおり鳥獣保護区特別保護地区を指定する。	_	大分県告示第五百六十号 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	平二八・一一・	休猟区		~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	ζ.
区域及び面積	存続期間	名称及び所在場所	積九七○ヘクタールの区域り、同林道を西に進み、起点に至る線に囲まれた面		
大分県知事 広 瀬 勝 貞			に進み、林道見竹線との交点に		
八年十月三十一日の規定により、次のとおり休猟区を指定する。「及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三	八年十月三十一日 次のといる があれる できます かんしょう かんしょ かんしょう かんしょう かんしょく かんしょ かんしょく かんしょ かんしょ かんしょく かんしょく かんしょく かんしょく かんしょく かんしょく かんしょく かんしょく かんしょく かんしゃ かんしょく かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ	- 円成二十八年十十四条第一項の規定 ・ 単の保護及び禁	竟界を亙こ進み、木直見竹第二支泉との交点こ至市天瀬町と熊本県阿蘇郡小国町との境界に至り、同市天瀬町との境界に至り、同境界を南に進み、日田点に至り、同林道を東に進み、玖珠郡玖珠町と日田		
	}	大分県告示第五百六十一号	至り、同作業道を北東に進み、林道大原野線との交交点に至り、同林道を東に進み、作業道との交点にの交点に至り、同市道を東に進み、林道出口絲との		
一、二小班を除く面積八六ヘクタールの区域ち、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、か、よ、ロ、ロ、玖珠郡九重町大字田野の国有林二二八林班のう	ー○・三一まで 一○・三一まで	(九重町) 特別保護地区 牧ノ戸鳥獣保護区	同里道を北東に進み、市道とし、同市道を北東に進み、市道を北東に進み、大字出口の林道見竹線と市	一〇・三一まで 一から平三八・ 一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	護区(日田市)
国東市安岐町両子の市道両子寺参道線と両子山門道との接続点を起点とし、同所から遊歩道を南に進み、市道両子寺道との交点に至り、同所から谷を北西に進み、県有林走水と民有林との境界に至り、同境界を北西に進み、両子神との境界に至り、同境界を北に進み、国東市安岐町と同市国東町との境界に至り、同境界を北西に進み、両子中との境界に至り、同境界を北西に進み、両子山山頂を経て、両子寺奥の院に至り、同所から谷を市に進み、両子山山頂を経て、両子寺奥の院に至り、同所から谷を南東に進み、両子山山頂を経て、両子寺奥の院に至る稜線との交点に至り、同所から谷を南に進み、両子山山頂を経て、両子寺奥の院に至り、同所から稜線を南に進み、両子山山頂を経て、両子寺奥の院に至る稜線と両子山門道を南東に進み、国東市安岐町と同市国見との交点に至り、同所から稜線を南に進み、西子山山頂を南東に進み、国東市安岐町との境界に至り、同所から稜線を南に進み、西子山山頂を南東に進み、起点に至る線に囲まれた面積七一へクタールの区域	平二八・一一・一から平三八・	(国東十島鳥獣保護地区	日田市大山町の松原ダム堰提左岸側の県道栃野西大山線と国道二一二号との交点を起点とし、同国道を東に進み、大分県と熊本県との境界に至り、同大山線と国道二一二号との交点に至り、同国道を地西に進み、県道天瀬阿蘇線との交点に至り、同国道を北西に進み、川辺橋に至り、同馬道を北西に進み、川辺橋に至り、同馬道を北西に進み、川辺橋に至り、同馬道を北西に進み、川辺橋に至り、同橋を経て国道四四二号との交点に至り、同国道を北西に進み、川辺橋に至り、同橋を経て国道三八七号との交点に至り、同国道を北西に進み、川辺橋に至り、同橋を経て国道三八七号との交点に至り、同国道を北西に進み、川辺橋に至り、同馬道を北西に進み、川辺橋に至り、同馬道を北東に進み、同国道を北西に進み、川辺橋に至り、同馬道を北東に進み、同国道を北西に進み、川辺橋に至り、同馬道を北東に進み、同国道を北西に進み、県道栃野西大山線との交点に至り、同国道を北東に進み、田田市大山町の松原ダム堰提左岸側の県道栃野西 日田市大山町の松原ダム堰提左岸側の県道栃野西 大山線と国道に至る線に囲まれた面積四 三五へクタールの区域	一 一 一 小 ら 平 三 八 ・ 三 一 ま で	保護区(日田市)